

## ヴィクトリアは外国人観光客向け免税サービス店舗を拡大

首都圏でスポーツショップを運営する株式会社ヴィクトリア(本社:東京都千代田区)は、外国人観光客のショッピングを快適にするためのサービスを充実いたします。



株式会社ヴィクトリアは、明日2014年10月1日からの外国人観光客向け消費税免税制度の改正に伴い、消費税免除サービス店舗を20店舗に拡大いたしました。新宿、御茶ノ水地区の店舗にご来店される外国人観光客は購入額とともに昨年を大きく上回っています。最近では郊外型ショッピングモールへのご来店も増加の傾向にあることから、免税サービス店舗の拡大をいたしました。また、快適なショッピングをしていただくために、外国語を話せるスタッフの採用を増やし、特に新宿地区では中国人スタッフを複数配置して、中国人観光客に人気のゴルフクラブやバドミントンの接客販売のサービスを向上させています。店内放送でも、英語、中国語、韓国語でのご案内を実施し、安心してショッピングを楽しめる環境を演出しています。そして明日からはじまる中国の大型連休「国慶節」を前に、中国最大のソーシャルメディア「微博(ウェイボー)」での情報発信をし、人気の高いジャパンブランドのスポーツ用品をしっかりと商品説明により安心してお買い上げいただくように体制を整えています。

**【ヴィクトリア消費税免税店舗】**

◆新宿地区

ヴィクトリアゴルフ新宿店/ヴィクトリア新宿店/エルブレス新宿店

◆御茶ノ水地区

ヴィクトリアゴルフ神田店/ヴィクトリア本店/ヴィクトリアワードローブ店/エルブレス御茶ノ水店/  
エルブレス御茶ノ水ANNEX店

◆その他店舗

ヴィクトリア池袋西口店/ゴルフ世田谷店/ゴルフ青山店/ゴルフ碑文谷店/ゴルフ五反田店/  
ダブルイーグル恵比寿/エルブレス・ヴィクトリアゴルフオリナス錦糸町/エルブレス・ゴルフヨド  
バシ梅田店/ヴィクトリアイオンモールむさし村山店/エルブレスワールドポーターズ横浜店/ヴィ  
クトリア水戸店

店舗検索はこちら→ <http://www.victoria.co.jp/shop/>

**【免税ご対象者】**

日本に居住していない入国6か月以内の外国人観光客様で、上記店舗1店舗につき10,001円以上、食品、化粧品などの消耗品5,001円以上のご購入者。ご購入時に入国スタンプのあるパスポートご提示の方に限ります。

◆本件に関するお問合せ先◆

株式会社ヴィクトリア 営業企画 大嶋陽子

Youko\_Ooshimab@victoria.co.jp

TEL 03-5282-7751 FAX 03-5282-7753